

西予総合福祉社会があなたの夢をサポートします



就学支援制度



入学と同時に就職が決まる!!

- 支援金支給が決定し、学校入学時点で、卒業後は西予総合福祉社会に就職が決定いたします。
- 在学中の方も、支給決定と同時に卒業後は西予総合福祉社会に就職が決定いたします。



全額返済免除になる!!

- 卒業後、一定の条件を満たすことで支給金額の返済免除となります。
※条件については、裏面をご覧ください。



入学前に選考結果が分かる!!

- 入学前に西予総合福祉社会の就学支援試験を行うため、就学支援が受けられるかどうかが判断してから大学・短大・専門学校への入学を決めることができます。

対象学科

社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・柔道整復師の養成学科

対象者と募集人数

- 高校新卒・社会人（入学時35歳以下）・・・3名
- 大学・短大・専門学校 在学生 ・・・3名
※定員になり次第締め切らせていただきます。



支給金額

月額4万円×12ヶ月（年間48万円）

1年間の支援で	48万円
2年間の支援で	96万円
3年間の支援で	144万円
4年間の支援で	192万円

を西予総合福祉社会が支援いたします。

※なお、在学中の方については、支給が決定した次年度より支給開始となります。
支給金額は残りの在学期間に応じての支給となります。

減免措置

資格を取得（資格によっては、1年間の実務経験後、受験資格を得られるものもある）し、在籍校卒業後、西予総合福祉会に属する施設での勤務年数により、支援金の返済について、以下の減免措置を受けることができます。

全額減免には、最低3年以上の勤務といたします。

★1年間の支給期間の場合（支給期間+2年）

3年以上お勤めしていただくと、100%返済免除となります。



★2年間の支給期間の場合（支給期間+1年）

3年以上お勤めしていただくと、100%返済免除となります。

★3年間の支給期間の場合（支給期間+1年）

4年以上お勤めしていただくと、100%返済免除となります。

★4年間の支給期間の場合（支給期間+1年）

5年以上お勤めしていただくと、100%返済免除となります。

申込・選考の流れ

① 「就学支援制度を活用したい」と、西予総合福祉会に連絡をいれていただく



② 申込書（後日郵送）、履歴書、高校の調査書または前年度の成績表を提出



③ 応募期間

1) 令和元年6月10日（土）～7月3日（水）

2) 令和元年8月12日（月）～9月4日（水）



④ 選考日

1) 令和元年7月13日（土）

2) 令和元年9月16日（月）

※面接・作文・教養試験



⑤ 選考結果通知送付



⑥ 支給確定後、申請書類の提出

新卒・社会人につきましては、

進学先（指定の学科明記）を証明するもの（入学許可証明書または合格通知書の写しなど）、

在学生は在籍証明書を提出



⑦ 手続き完了後、就学支援金入金（本人名義の指定口座へ）

➢入学年のみ1年間分（48万円）を2週間以内に入金

それ以降は、進級前の2月に半期分（24万円）、7月に半期分（24万円）を入金

➢在学生は、進級前の2月に半期分（24万円）、7月に半期分（24万円）を入金



⑧ 学校卒業後、西予総合福祉会に就職し、引き続き業務に従事した期間（支給期間に応じる）を達成したとき、全額返済免除となります

お問い合わせ先



社会福祉法人西予総合福祉会

〒797-0020 愛媛県西予市宇和町久枝甲1434-1

TEL 0894-62-3773 FAX 0894-62-2136

担当：楠・宇都宮